

「甲賀地域ならではの」の地域生活支援拠点等の整備の推進について

1 地域生活支援拠点等の整備目的

障害者・障害児（以下「障害者等」という。）の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、障害者等の入所施設や病院からの地域移行を進めるため、重度障害に対応することができる専門性を有し、地域の生活で生じる障害者等やその家族の緊急事態に対応を図るもの

①緊急時の迅速・確実な相談支援の実施・短期入所等の活用

→地域における生活の安心感を担保する機能を備える。

②体験の機会の提供を通じて、施設や親元からGH、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすくする支援を提供する体制を整備

→障がい者等の地域での生活を支援する。

（平成29（2017）年7月 厚生労働省通知）

2 地域生活支援拠点等に求められる機能

機 能	内 容
① 相談	基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能
② 緊急時の受け入れ・対応	短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能
③ 体験の機会・場	地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能
④ 専門的人材の確保・養成	医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能
⑤ 地域の体制づくり	基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う

3 「甲賀ならではの」の地域生活支援拠点等の整備イメージ

(甲賀地域障害児・者サービス調整会議 プロジェクトチームからの提案)

障害種別ごとの4つの委託相談支援 センターを軸に拠点機能を位置づける

甲賀圏域の4センターの委託相談を再編

①10年程度の支援経験のある相談員(マネジャー・主任相談員)を配置。

(常勤換算で2名以上、国や県の委託相談事業は除く。)

②緊急時の受け止めの「場」の確保。地活ⅠⅡ型・サロンスペースなども想定。

<主な対象者と窓口>

1. 障害児・知的障害者

→「甲賀地域ネット相談サポートセンター」

れがーと(居宅サービス)・ナイトケア・バンバン(地活Ⅱ型)の活用

＋短期入所は圏域の入所施設の利用

2. 身体障害者(重症心身障害児・者)

→「ろーぶ」☆重心のケア拠点機能を付加(環境を整えば要医療児・者も)

るりこう園の居宅サービス＋短期入所はるりこう園・かがやきの活用

3. 精神障害者

→「このゆびとまれ」「しろやま」

居宅サービス＋地活Ⅰ型＋GH＋入院またはコミュニティーハウスの活用

国が示す地域生活支援拠点等の整備
イメージ例

① 多機能拠点整備型(居住支援のための機能を一つの拠点に集約し、地域の障害者を支援)

② 面的整備型(地域において、居住支援のための機能を持つ事業者が連携し、地域の障害者を支援)

甲賀圏域では、全国に先駆けて、地域で暮らす障がいのある人を支援する取り組みを実践(面的整備イメージ)



地域の事業者が機能を分担して、
様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを4つの委託相談支援センター(相談支援機能の強化)を軸に推進する中で、地域の実情も踏まえ、更に検討をすすめていく。

4 (甲賀地域障害児・者サービス調整会議 プロジェクトチームからの提案)

事業のフレーム

1. 委託相談・計画相談・通所施設等の対象者から要リスク者を洗い出す。
→①既存のスケール(評価表)等の活用による評価
②「緊急」対応のモデルの整理…どんな状況を「緊急」と位置づけるか。
2. 拠点事業対応の必要な人の登録
→事前に緊急受け止めを行う際の「アセスメント」情報を得ておく。
本人および家族の同意の取り付け方
3. 家庭から、所属先等からの通報窓口(拠点相談)を明らかにする。
通報を受けた相談事業者が状況を確認して必要なマネジメント(自宅への派遣、一時預かり、短期入所等の調整)を行う。
4. 状況により長期の支援を必要とする場合は、再度マネジメントを行う。
5. 暮らしの移行を必要とするケースについては、登録および移行計画を策定して「体験利用」などをマネジメントする。

<課題>

- ☆体験利用できるグループホーム・アパート(一人暮らし)の確保(居室の確保)
- ☆拠点だけに負担が掛からないしくみづくり。(エリア全体で支える合意形成)
- ☆人材育成や確保、研修などは甲賀地域障害者自立支援協議会で検討。

地域生活支援拠点等での緊急相談体制の構築にあたって

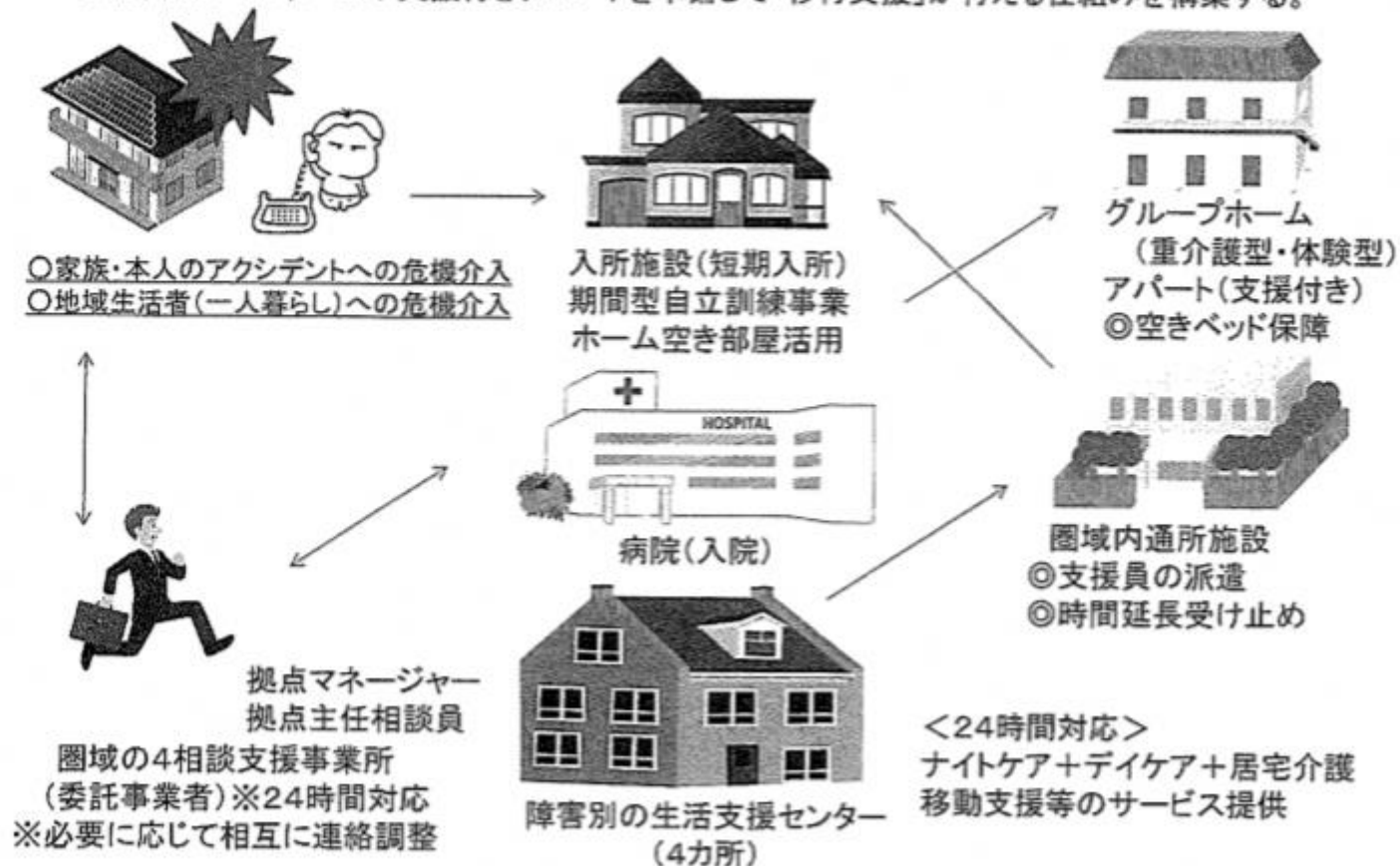
- ①緊急時の定義づけ
(「緊急時」は人により捉え方が違う。)
- ②登録制の導入(必須ではない)
緊急時の支援を適切かつスムーズに行うために、事前に障がい特性や障がい福祉サービスの利用状況を把握。
- ③緊急時の体制確保に向けたネットワークの構築
 - ・相談受付体制の明確化
 - ・地域の社会資源(居宅介護・一時預かり・短期入所等)の活用
 - ・エリア全体で支える合意形成(日中活動系サービス事業所等の連携協力)

5(甲賀地域障害児・サービス調整会議 プロジェクトチームからの提案)

～甲賀ならではの地域生活支援拠点等整備～「緊急対応」のイメージ

☆障害種別ごとに、障害特性に対応した受け皿の確保を行う。

また、グループホームや支援付きアパートを準備して「移行支援」が行える仕組みを構築する。



※ 詳細については、今後、拠点事業運営委員会(基幹相談支援センター、拠点相談支援センター、行政を中心に構成)にて、「緊急時ガイドライン」を作成予定。

① 緊急対応事案の発生・通報



② 緊急相談



③ 緊急派遣



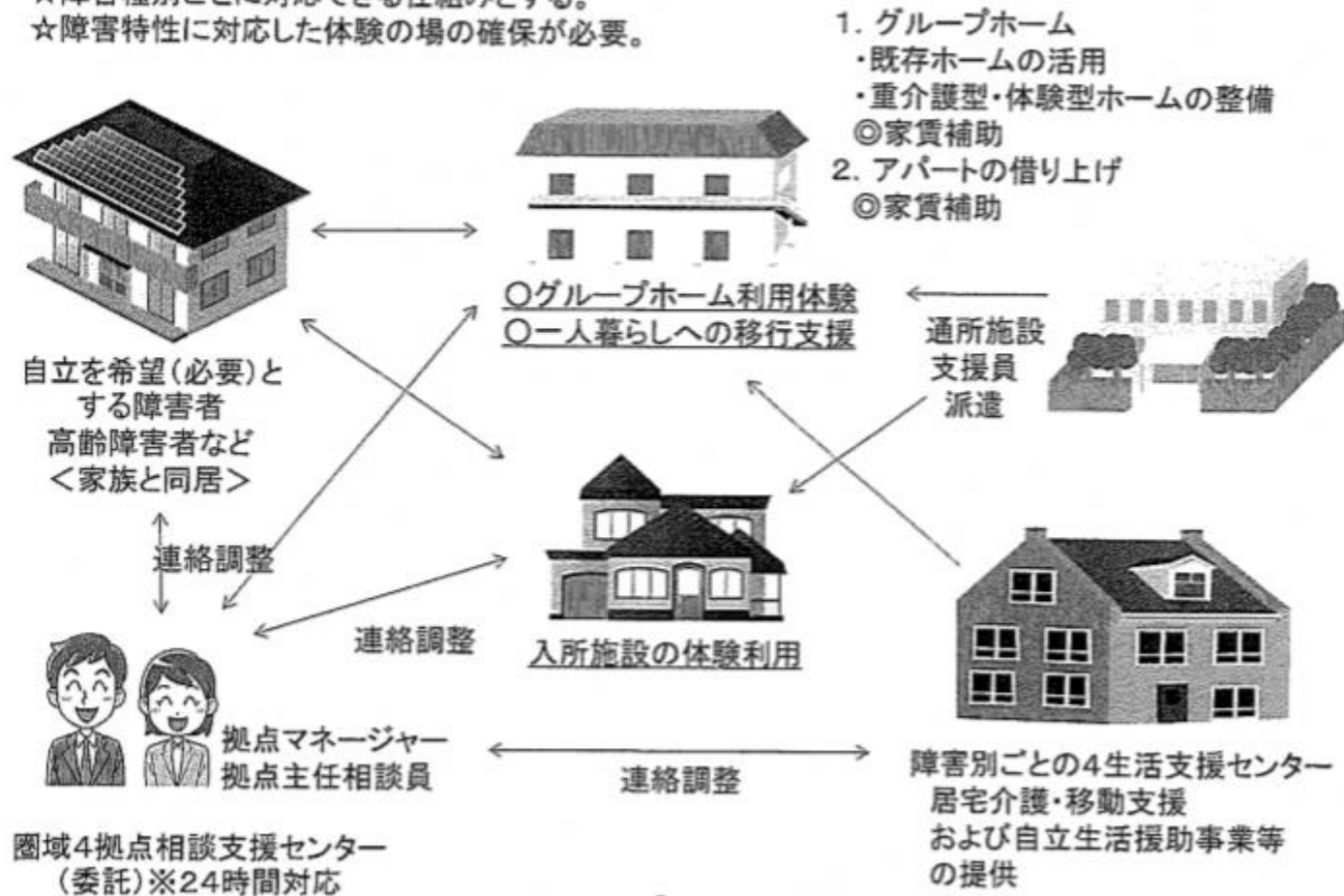
④ (必要時) 緊急宿泊

緊急の判断等については拠点等事業運営会議にて協議継続。

6 (甲賀地域障害児・者サービス調整会議 プロジェクトチームからの提案)

～甲賀ならではの地域生活支援拠点等整備～ 「体験の機会・場」のイメージ

- ☆障害種別ごとに対応できる仕組みとする。
- ☆障害特性に対応した体験の場の確保が必要。



※ 今後の課題等

- 1) 緊急時の受入れ先の確保
- 2) 多様な体験の機会・場の確保
- 3) 障がい者の地域での生活を支えるために必要な人材の確保
- 4) 地域社会における障がい者への理解促進

7 地域生活支援拠点等の今後のあり方について

地域生活で生じる障がい者等やその家族の緊急事態に対応できる「地域生活拠点等」があることで、安心して地域での生活が継続でき、強いては「誰一人取り残さない」社会の実現につながります。そのためにはサポートの場は、より身近な地域にあることが望まれます。

今回、4つの相談支援センターを軸として、地域の関係機関等が連携して、地域生活支援拠点等事業をスタートさせることで、今まで以上に地域の各法人や支援機関等との連携を深めていきたいと考えます。

さらに、障がいのある方やそのご家族がより安心して地域で暮らし続けることができるよう、既存の枠組みにとらわれることなく、それぞれの法人や支援機関等の強みを生かした体制へ発展させることができるよう地域の関係機関等の協力をお願いします。

8 地域生活支援拠点等登録事業所（湖南省内 6法人11事業所）

湖南省地域生活支援拠点等事業者名簿

No	名称	所在地	電話番号	事業所番号	事業の種類	担う機能※					その他
						①	②	③	④	⑤	
1	美松苑ヘルパー ステーション	〒520-3231 湖南省針 1325 番地	0748-72- 9171	2572300016	訪問介護	○					(社) 近江和順会
2	いしべ共同作業所	〒520-3111 湖南省東寺二丁目 2 番 2 号	0748-77- 0082	2512300134	就労継続支援 B 型			○			特定非営利活動法人 S k i ・エスケイアイ
3	社会福祉法人 椎の木会落穂寮	〒520-3111 湖南省東寺二丁目 2 番 2 号	0748-77- 2299	2512300084	施設入所支援 生活介護・短期入所		○		○	○	(社) 椎の木会
4	甲賀地域ネット相談 サポートセンター	〒520-3202 湖南省西峰町 1-1	0748-75- 6920	252300023	指定特定相談支援	○	○		○	○	(社) グロー
5	れがーとケアホーム	〒520-3252 湖南省岩根 499-403	0748-75- 5577	2522300058	共同生活援助			○			(社) グロー
6	バンバン	〒520-3202 湖南省西峰町 1-1	0748-75- 7110	2512300035	生活介護		○	○			(社) グロー
7	支援センター このゆびとまれ	〒520-3213 湖南省大池町 10-1	0748-75- 8949	2532300015	相談支援事業	○	○	○	○	○	(社) さわらび福祉会
8	ワークステーション 虹	〒520-3213 湖南省大池町 10-1	0748-75- 1220	251200126	就労継続支援 B 型		○	○			(社) さわらび福祉会
9	スポットライフく ればす	〒520-3216 湖南省若竹町 14-20	0748-75- 2722	2512300191	相談支援事業		○	○			(社) さわらび福祉会
10	落穂寮相談支援事 業所	〒520-3111 湖南省東寺二丁目 2 番 2 号	0748-77- 2299	253230031 ・ 257030065	指定特定相談支援 障害児相談支援	○					(社) 椎の木会
11	あぼし相談支援セ ンター	〒520-3107 湖南省石部東七丁目 3 番 18 号	0748-60- 6643	253230072 2572300123	指定特定相談支援 障害児相談支援	○				○	特定非営利活動法人 N P O ワイワイあぼ レクラブ

※担う機能内訳 ①相談 ②緊急時の受け入れ・対応 ③体験の機会・場の確保 ④専門的人材の確保・育成 ⑤地域の体制づくり